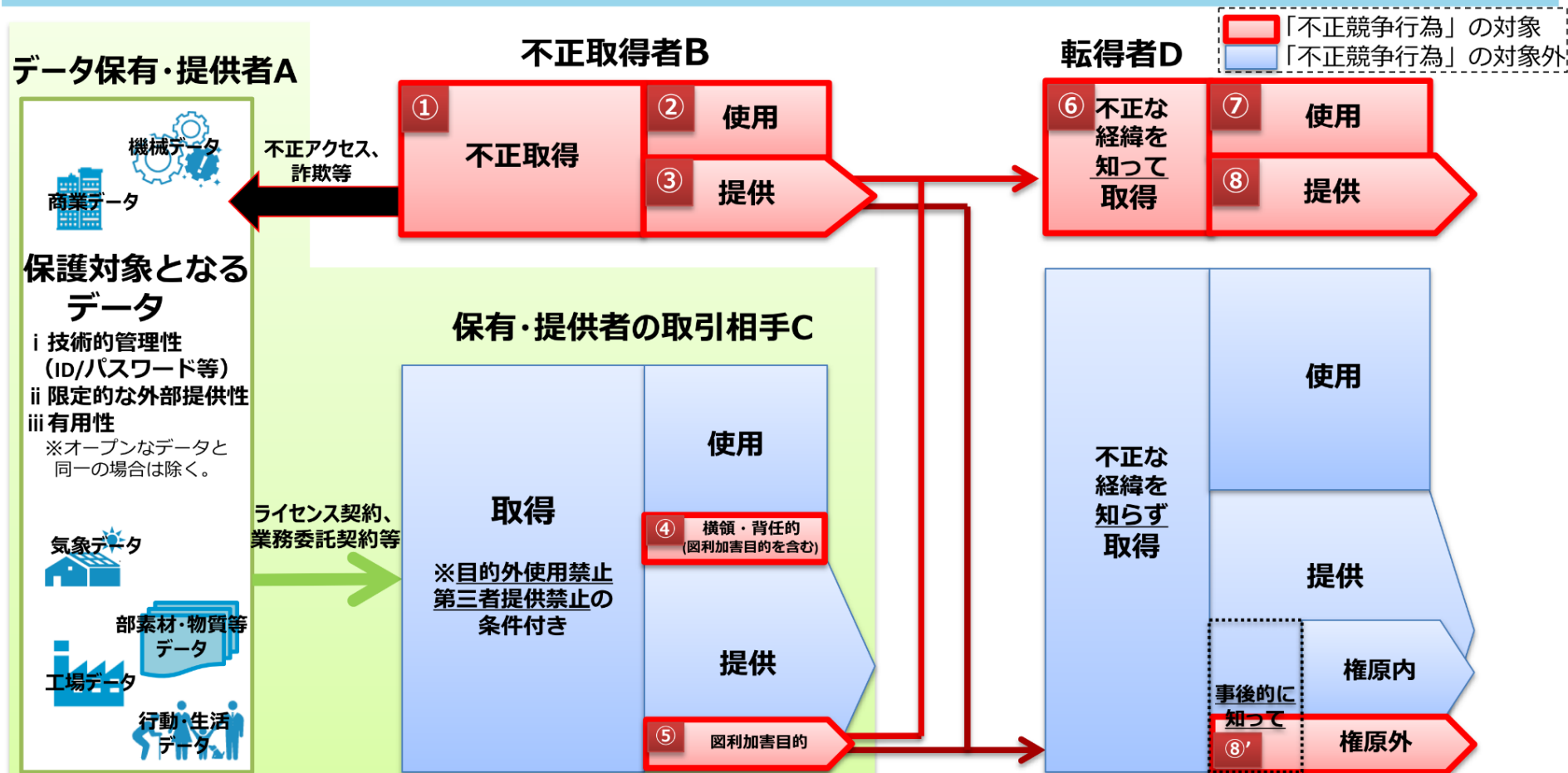


データの不正取得・使用等に対する差止請求権等の創設

- 契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、悪質性の高い、不正取得・使用等への救済措置として、必要最小限の民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）を導入。



※不正使用行為によって生じた成果物の取扱い

データの不正使用により生じた成果物（物品、AI学習済みプログラム、データベース等）の提供行為は、対象としない。

※「権原」とは、Dが不正な経緯を知る前に、DがBやCと締結した契約等に基づき、提供を許された範囲を指す。